

六十二 第67条の4《転廃業助成金等に係る課税の特例》関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>(特別勘定の引継ぎに関する書類の提出)</u></p> <p><u>67の4 - 3 法人が当該法人を分割法人とする適格分割型分割を行った場合において、当該法人が法第75条の2第1項に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている法人であっても、措置法第67条の4第6項の特別勘定の引継ぎの規定の適用を受けるときは、同条第7項に規定する書類の提出は、当該適格分割型分割の日以後2月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>